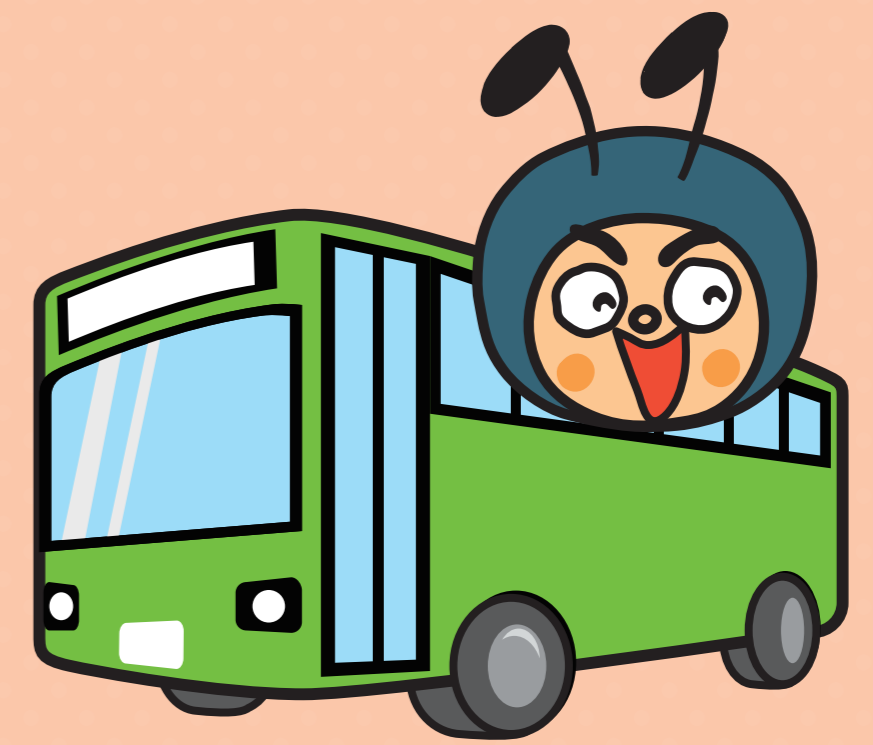


2 毎日「契約」の連続！

「契約」とは、「法律的な責任が生じる約束」のことです。
 お店でものを買う（売買契約）、電車・バスに乗る（運送契約）、携帯電話を利用する（通信サービス利用契約）なども、すべて「契約」です。
 中学生のみなさんも毎日いろいろな「契約」をしています。



お店で買い物をするとき、「契約」が成立するのはいつでしょう？

① 購入を申し出て、店が承諾したとき



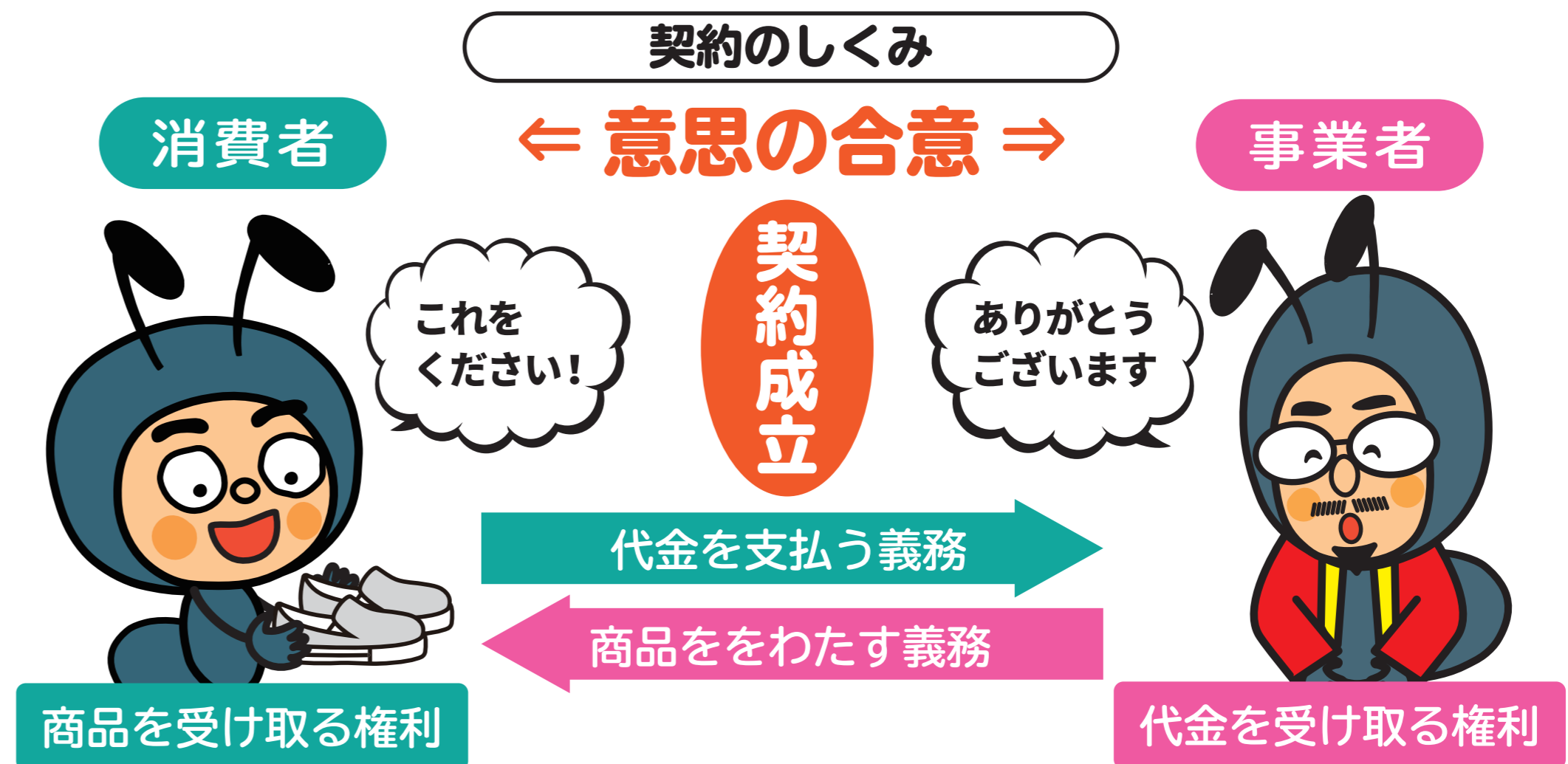
② 代金の支払いが完了したとき



買う人の「申込み」と売る人の「承諾」の意思が一致したところで契約は成立します。【答え：①】

契約は、口約束で簡単に成立しますが、どちらか一方の都合で契約を破棄することはできません。

お金のやりとりや契約書がなくても契約の成立には影響がありません。たとえ100円の買い物であっても立派な「契約」です。一度成立したら、「やっぱり、いらない」と思って簡単に一方的に返品できません。返品できる場合はあくまで、お店のサービスです。小さな金額の物でも、慎重に考えて買いましょう。



契約をやめられる場合は限られています。

- ◆未成年者契約の取り消し
未成年者の契約で親権者の同意がなかった契約は取り消すことができます。
- ◆クーリング・オフによる取り消し
訪問販売や電話での強引な勧誘など不意打ち的な販売や慎重に考える時間がないまま結んでしまった契約などは、決められた期間内に販売者に書面で通知することで無条件でやめることができます。

契約は慎重に結ぼう！

ハガキの場合（簡易書留または、特定記録郵便で）

契約解除（申込み撤回）通知

契約（申込み）日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売業者名 〇〇株式会社

右記日付の契約（申込み）は解除（撤回）します。
 なお、支払済みの〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番地 氏名〇〇〇〇



未成年者の契約でも取り消せない場合に要注意！

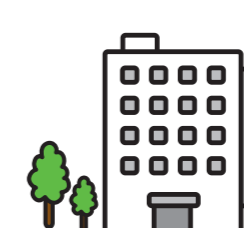
契約した金額がお小遣いの範囲であったり、「自分は成年である。」と積極的に相手をだましたり、親権者が代金を支払った場合などの契約は取り消せないのので、購入する前に必要性や価格、品質、安全性などを慎重に考えましょう。軽はずみな買い物は失敗の元です。

こんなのアリ!?と思ったら...
あきらめないで、

まず相談！

消費者ホットライン

188



宮崎県消費生活センター

ホームページ こんなのアリ? 検索

お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）につながります。